

第二十八回国会 参議院内閣委員会会議録第二二号

昭和三十三年二月十七日(月曜日)午前十一時九分開会

委員の異動

十二月二十三日委員永岡光治君辞任につき、その補欠として松澤靖介君を議長において指名した。

一月二十九日委員大野大秀次郎君辞任につき、その補欠として近藤鶴代君を議長において指名した。

一月三十日委員常岡一郎君辞任につき、その補欠として島村軍次君を議長において指名した。

二月十三日委員吉米地義三君辞任につき、その補欠として伊能繁次郎君を議長において指名した。

二月十四日委員伊能繁次郎君辞任につき、その補欠として吉米地義三君を議長において指名した。

本日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君

理事 上原 正吉君

大谷藤之助君

永岡 光治君

委員 木村篤太郎君

近藤 鶴代君

追水 久常君
田中 啓一君
吉米地義三君
前田佳都男君
松村 秀逸君
伊藤 顕道君
田畑 金光君
千葉 信君
松本治一郎君
矢嶋 三義君
島村 軍次君
八木 幸吉君

國務大臣

厚生大臣 堀木 謙三君

國務大臣 石井光次郎君

國務大臣 河野 一郎君

國務大臣 郡 祐一君

國務大臣 正力松太郎君

政府委員

内閣官房長官 愛知 揆一君

総理府総務長官 今松 治郎君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君

会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○統計法等の一部を改正する法律案

○青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○内閣法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○本委員会の運営に関する件

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

○委員(藤田進君) 御異議ないと思つて御報告いたします。

去る十二月二十日、下條康磨君が辞任され、補欠として大野大秀次郎君が選任されましたが、一月二十九日、大野大秀次郎君が辞任され、後任として近藤鶴代君が委員に選任されました。十二月二十三日、永岡光治君が辞任され、補欠として松澤靖介君が選任されました。一月二十日、荒木正三郎君及び森中守義君が辞任され、後任として松本治一郎君及び矢嶋三義君がそれぞれ委員に選任されました。一月三十日、常岡一郎君が辞任され、後任として島村軍次郎君が委員に選任されました。二月十三日、吉米地義三君が辞任され、補欠として伊能繁次郎君が選任されました。二月十四日、伊能繁次郎君が辞任され、吉米地君が再び委員に復帰されました。以上、御報告いたします。

○委員長(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

まず、理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、永岡光治君及び常岡一郎君の委員辞任に伴いまして、現在理事に二名の欠員を生じておりますので、この際その補欠互選を行いたいと存じます。互選の方法は、前例により、委員長が指名に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

国会で国家行政組織法の一部を改正する法律が成立いたしました際に、「統計基準部長」の字句が修正漏れになっておりましたのを、改めようとするものであります。

以上二点につきまして、統計法等の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨につきまして概略御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を得ますようお願いいたします。

○委員長(藤田進君) それでは、以下予備審査ではありませんが、次に、青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案について、御説明を願います。

○政府委員(今松治郎君) たいだま議題になりました青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

青少年問題協議会は、御承知のように、第五回国会における衆議院の「青少年犯罪防止に関する決議」及び参議院の「青少年の不良化防止に関する決議」に即応して設置されたものでありまして、その後第十六回国会において成立いたしました青少年問題協議会設置法によりまして、その任務と性格が一そう明確にされ、青少年問題に関する各種の対策を推進して参つたのであります。

もとより、青少年問題に関する施策は、国におきましては、それぞれの設置法に示された事項について、各省庁において実施いたしておりますが、

青少年問題は、その範囲が広く各省庁に分れておりますので、この青少年問題協議会が、これらの連絡調整に当り統一的の方策の樹立のため努力しておる次第であります。

しかしながら、この重要かつ多岐にわたる青少年問題に対する施策の総合調整につきましては、その性格からして、専門的知識をもって長期にわたり問題を分析し、基本的な対策を立てなければなりませんし、また、今後は青少年の不良化防止等の措置から進んで、青少年の健全育成のための総合対策を樹立しなければならぬのであります。

このように重要な機関である青少年問題協議会の庶務は、現在、青少年問題協議会設置法第五条の規定により、内閣総理大臣官房審議室において処理いたしておりますが、審議室は、日々生起する各種事項の連絡調整の問題に当りておりますので、青少年問題協議会における基本的な調査等につきまして徹底を期したい状況であります。

これらの理由により、このたび、この法律の一部を改正いたしました。本年七月一日から中央青少年問題協議会に新たに事務局を設置し、従来内閣総理大臣官房において処理しておりました庶務を処理させようとするものであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(藤田進君) 次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について御説明を願います。

○國務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につき、御説明申し上げます。この法律案は、最近における電子技術の著しい進歩に対処するため、科学技術庁に諮問機関として電子技術審議会を新たに設置しようとするものであります。

そもそも電子技術は、従来とも、無線通信、テレビジョン、エックス線、電子顕微鏡等において電子の運動の独得な性質を利用する技術として、各方面に利用されて参つたものであります。しかしながら、最近におけるその発達には、まことに驚くべきものがあり、電子技術は、今日、電子計算機、オートメーション、航空機、原子力利用等から、さらに医療にまでわたる広い分野において利用される一方、これら各部門はすべて電子技術を離れては、もはやその発展を期しがたい段階にまで到達いたしましたのであります。

政府といたしましては、すでに昭和三十一年九月科学技術庁の諮問機関である科学技術審議会に電子技術部会を置き、自來この電子技術部会の意見を尊重して、科学技術庁は電子技術振興のため、外国技術の導入、電子技術に関する技術者の海外派遣、関係行政機関の電子技術に関する試験研究費の見積り方針の調整等、諸般の措置を講じて参つたのであります。しかしながら、最近における電子技術の進歩はますます急速で、電子技術部会の審議事項は今のうちから広範多岐にわたることとなつたため、現在の機構では、審議を行うに必ずしも十分でないと考えられるに至つたのであります。よって、政府といたしましては、従来電子技

術部会を発展的に解消させて、電子技術審議会を新たに設置することを決定いたしました。ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。

電子技術審議会の組織、所掌事務、議事等は、政令で定められることとなつておりますが、御参考までにその概要を申し上げます。審議会の組織といたしましては、学識経験者及び関係行政機関の職員から選任される二十五名以内の委員と、三十名ないし四十名の専門委員が置かれ、また、専門の事項を調査審議するため、必要に応じて幾つかの部会を設ける予定であります。このような組織の審議会におきまして、電子技術の飛躍的發展をはかるために、電子技術に関する研究とその成果の利用開発の促進方策等について、活発な審議の行われることを期待いたして、この法律案を提出いたします。

以上、はなはだ簡単でございますが、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。皆様の慎重なる御審議をお願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について、御説明を願います。

○國務大臣(河野一郎君) ただいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。政府の重要な経済施策が、長期経済計画による長期的方針に沿いつつ、しかも現実の経済的確な現状把握及び見通しに基き、統一的かつ総合的な方針のもとに、機動性をもって実施されること、国の経済全般の円滑な運

営をはかるためにきわめて必要であることは申すまでもありません。経済企画庁は、経済に関する総合官庁として、従来とも以上の趣旨に沿いつつ、これらに関する機能を活用して参つたのであります。その重要性にかんがみ、この際特にそのための任務権限を明確にするにとともに、これらの事務をさらに一そう的確に遂行するために必要な機構の整備を行うこととした次第であります。これがこの改正法案を提出する理由であります。

次に、その改正内容の概略を御説明いたします。

第一点といたしましては、以上の趣旨に基き、経済全般の運営に関する基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関する事務を、新たに経済企画庁の任務及び権限として明示した次第であります。

次に、第二点といたしましては、内外経済動向の調査分析、経済計画の策定等の経済企画庁の所掌事務を、今後さらに一段と精密かつ的確に遂行いたしますためには、わが国の経済構造及び経済循環等に関する理論的、実証的調査研究をより一そう深め、その成果をこれらの事務に反映させることが必要であります。よつてこの際、調査局の機能の充実をはかるにとともに、新たに内部部局として経済研究局を設置し、これに関する事務を所掌させることとした次第であります。

次に、第三点は、特別の職として、新たに、長官に対する意見具申を職務とする参事三人以内を置き、経済企画庁が行う内外経済動向の分析や、経済全般の円滑な運営をはかるために必要な経済運営の基本方針の策定等について、民間有識者の意見を組織的に導入する道を開くこととした次第であります。

なお、以上のほか、局の名称変更、審議官の定数及び職務の変更、庁内における一部事務の移管等の事務的改正を行なつております。

以上が経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませようをお願いいたします。

○委員長(藤田進君) 次に、内閣法の一部を改正する法律案及び国防会議の構成等に関する法律案の一部を改正する法律案について、御説明を願います。

○政府委員(豊知揆一君) ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

内閣官房におきましては、内閣法第十二条の規定によりまして、内閣の重要政策に関する情報に関する事務をつかさどつておるのであります。このうち特に情報の総合整理についての機能の向上をはかる必要がございます。このため、内閣法第十六条第一項の規定を改正して、必要最小限度の職員として十五人を増員することにいたしましたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、国防会議の構成等に関する法律案の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明いたします。

現在、国防会議事務局は、局長一名、参事官二名その他事務職員等、計十三名であります。事務局の業務を円滑に処理するため、参事官一名を増員いたす必要があると認めまして、これに伴う法律の改正をお願いいたすこととしたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(藤田進君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案について、御説明を願います。

○国務大臣(堀木謙三君) ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復興連絡局及び同支部を廃止することを、そのおもな内容とするものであります。

まず、改正の第一点は、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けることとあります。御承知のごとく、国民の生活環境に関する諸問題は、近年、高度に複雑化しつつありまして、常に健康で明るい国民生活を増進し、育成するために、現在及び将来において広範な領域にわたる環境衛生行政を積極的に推進すべき必要性がきわめて高く、また、昨年来環境衛生関係業務の運営の適正化に関する法律の施行に伴う事務の質的、量的加重傾向に対処する必要がおりますので、現行の公衆衛生局環境衛生部が分掌しております環

境衛生関係行政の一体的、効率的遂行を確保するとともに、その責任体制の明確化をはかるため、独立の部局として環境衛生局を設置しようとするものであります。これによりまして、現行の公衆衛生局は、予防衛生部門を主として担当することとなりますが、医療保障達成の見地から、結核対策を初めとする予防衛生施策をより強力に推進することとして、これが所掌部局も予防局とし、もって公衆衛生行政の二つの大きな分野である環境衛生行政並びに予防衛生行政の積極的、効率的な運営処理を期し、国民の公衆衛生のより一そうの向上及び増進に資したい所存であります。

改正の第二点は、舞鶴地方引揚援護局並びに復興連絡局及び同支部を廃止することとあります。舞鶴地方引揚援護局は、昭和二十年十一月に設置されて以来、上陸地における応急援護機関として、もっぱら海外からの集団引揚者の受け入れ援護に当たってきたのであります。夫帰還者の状況から判断いたしまして、現在なお相当数の邦人が残留していると思われ、舞鶴地区から本邦に引き揚げる事ができる見込みであり、その後は個別的引揚に移る見通しが得られるに至りましたので、本年十一月十六日以降同局を廃止することとしたのであります。また、復興連絡局及び復興連絡局支部は、もと陸軍に属しておりました軍人軍属の復員手続等の事務を分掌する機関であります。昭和三十三年度以降は独立の機関として存置する必要がなくなりましたので、同機関の所掌事務はすべて本省

の引揚援護局において処理することといたしまして、これを廃止しようとするものであります。

なお、以上の改正につきまして、公衆衛生局を分けて予防局及び環境衛生局とする部分は本年四月一日から、復興連絡局及び同支部の廃止は行政機関職員定員法による引揚援護局関係職員の縮減の時期に合せまして本年五月十六日から、舞鶴地方引揚援護局の廃止はさらに六月月後の本年十一月十六日から施行することといたしておりますので、この法律案も、これら三つの時期ごとにそれぞれ取りまとめ、三方条に分けて規定した次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(藤田進君) 次に、自治庁設置法の一部を改正する法律案について、御説明を願います。

○国務大臣(郡祐一君) ただいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

自治庁の所掌事務は、自治庁が昭和二十七年に設置されて以来、町村合併、地方財政の再建、新市町村の建設、地方税財政制度の改正等によりまして、逐年著しく増加して参っております。この法律案は、これらの所掌事務の円滑な遂行をはかるため、長官官房に官房長を置くこととする等、自治庁の組織に若干の改正を加えようとするものであります。

次に、本法律案の内容の要旨について御説明申し上げます。

第一は、長官官房に官房長を置くこととすることとあります。自治庁の所掌事務が増加して参ったことに伴い、所掌事務の総合調整を強化し、また、国会及び地方公共団体との間の連絡を緊密にする等の必要が増大して参りましたので、これらの活動の円滑化を期するため、長官官房に官房長を設置することといたしたのであります。

なお、これに関連いたしまして、現在長官官房の所掌とされておる地方財政再建促進特別措置法関係の事務を財政局の所掌に移す等、長官官房と財政局の所掌事務に調整を加えることといたしたのであります。

第二は、学識経験者のうちから任命される参事について、新たに任期を定めようとするのであります。参事は、自治庁の重要な任務に關して自治庁長官に意見を申し述べることを任務とし、地方公共団体の長及び議会の議長等の全国的連合組織の代表者並びに学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命することになっております。参事のうち地方公共団体の長及び議会の議長等の全国的連合組織の代表者のうちから任命される者は、各連合組織における代表者の改選に伴い、随時交代いたしておるのであります。参事制度運用の経緯にかんがみ、学識経験者のうちから任命される者につきましても、適当な時期に更新し得る道を開くことを必要と考へ、二年の任期を定めることといたしたのであります。

第三は、財政再建債消化促進審議会を廃止しようとするのであります。同審議会は、昭和三十年十二月、地方

財政再建債消化促進特別措置法の施行により自治庁に設置され、財政再建債の消化促進に努めて参ったのであります。その任務を終了いたしましたので、これを廃止することといたしたのであります。

以上が自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) 残余の案件につきましては、次回に延期することいたします。

○委員長(藤田進君) 本日、委員の異動がございましたので、御報告いたします。

西田隆男君が辞任され、補欠として前田佳都男君が選任されました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記をつけて。

○委員長(藤田進君) この際、先刻理事會を開きまして、定例日についてどうするかという事について一応の結論を持ちましたので、お諮りいたしたいと考えております。

それは、従来、当委員会は火、木、金、ただし金曜日は午後、こういうことになつておる模様でありますので、御検討を理事會でせられた結果、今後明日以後の予定はそういうことに原則をしたらどうだろうかということとあります。ただし、今週につきましては、明日火曜日、それから木曜日を閉会するといつたしまして、金曜日は特に今週は委員會を開かないということに意見が一致いたしました。

なお、本日残りしました提案理由の説明を明日聞き、さらに大曜日は、各省庁の法案との関連を持つ予算案についての説明を、当委員会に開こう。それについて、その予算案のどういふものをお聞きか、なお会派で十分御検討を願って、持ち寄った上で理事会等できめていきたい、こういうことであります。

○矢嶋三義君 ただいまの委員長理事打合会の御報告は、私はそれで承しますが、今後の委員会の運営としてぜひお願い申し上げたい点は、この通常国会に入りまして本格的な委員会の活動に入る段階に参ったわけですが、それに当っては、本委員会に關係する各省庁の昭和三十三年度の予算の概要、並びに關係各省庁がこの国会において提出を予定しているところの法律案件の概要といふものを、今後の委員会の運営上も、一応聴取するところの機会をぜひとも持つように委員会を運営していただきたい、これが一つの要望。

それから、当面出されているこの法案に關係する予算を、どの程度に、どういふものを聞くかという点は、一切委員長理事打合会の御協議に御一任申し上げます。

なお、これらの案件をいよいよ審議に上せるに当りましては、それぞれ内容が異なりまして、重要度にも差異があるわけでございますけれども、先ほど八木委員からも御要望があり、与党の理事さんからもごもっともな御了解の御発言があったわけですが、少くとも国防会議の構成、あるいは防衛庁設置法の一部、自衛隊法の一部をそれぞれ改正する法律案等の、本委員会において本格的に審議を始めるに当って

は、万障繰り合せて、ぜひとも総理に御出席を願う機会があるように、委員長なり与党の委員において、格別のお骨折りをいただきたいことを御要望申し上げます。

午後十一時四十六分散会

一月二十九日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、下水道行政の一元化等に関する諸願(第九号)
- 一、戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する諸願(第二九号)(第三〇号)(第八六号)(第八七号)(第一〇七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一八〇号)(第二四二号)(第二九〇号)(第三三四号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三七一号)(第三九九号)(第四〇〇号)(第四〇一号)(第四〇二号)(第四一四号)(第四一九号)(第四二八号)(第四四四号)(第四四五号)(第四八一号)
- 一、傷病者の増加恩給増額等に関する諸願(第七二号)(第八八号)(第二六七号)(第二九八号)(第三七〇号)(第三九八号)(第四二〇号)
- 一、元外地鉄道職員に関する恩給法等の特例制定に関する諸願(第七三号)
- 一、国家公務員等退職手当暫定措置法施行令中引揚者の外地勤務期間通算是正に関する諸願(第二一七号)
- 一、恩給改訂に関する諸願(第三〇八号)

一、新潟県朝日村の寒冷地手当級地是正に関する諸願(第三七五号)

一、寒冷地手当の支給額改正に関する諸願(第三七六号)

一、旧日本医療団職員に恩給等に関する諸願(第三八四号)(第四〇五号)(第四二六号)(第四二七号)(第四八九号)(第四九〇号)

一、東北開発局設置に関する諸願(第四五〇号)

一、積雪寒冷地の寒冷地手当等に関する諸願(第四八〇号)

第九号 昭和三十三年十二月二十日受理

下水道行政の一元化等に関する諸願

請願者 岐阜県高山市議会 長 高田弥一郎

紹介議員 古池 信三君

さきに水道行政の三分割がなされ、本年度から実施されつつあるが、下水道行政については依然として建設、厚生両省にわたり実施される現状にて、計画並びに工事施行上はなほ遺憾であるから、すみやかに下水道行政の一元化を実現せられると共に、上、下水道事業に対する国庫補助率の引き上げ及びこれに対する起債わくの拡大を図らねばならぬとの諸願。

点で不均衡、不合理を内包していることは遺憾であるから、(一)戦没者遺族に対する公務扶助料は、現行の恩給給与ベース(二万二千円)において、兵の階級に倍率四十割を適用し、その年額をまず五万三千二百円とする、(二)現行の一万二千円ベースが一万五千円ベースに改訂される場合には戦没者遺族に対するベースも一万五千円に引き上げること、(三)戦没者遺族、徴用工、戦闘参加者、特殊漁船乗組員、国民義勇隊員等に遺族年金を支給すること等恩給法、援護法等に関する不合理、不均衡を是正せられたいとの諸願。

第三〇号 昭和三十三年十二月二十日受理

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する諸願(十五通)

請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町 太田四、〇一八 水戸 平作外八千三百六十六名

紹介議員 小柳 牧衛君

この諸願の趣旨は、第二九号と同じである。

第八六号 昭和三十三年十二月二十日受理

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する諸願

請願者 千葉県印旛郡印西町 族会内 大菅喜一外六百九名

紹介議員 川口爲之助君

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する諸願(十三通)

請願者 新潟県刈羽郡黒姫村 族会内 力石忠次外六百六十三名

紹介議員 西川弥平治君

この諸願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一〇七号 昭和三十三年十二月二十日受理

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する諸願

請願者 新潟県長岡市柳原町二 五七ノ一長岡市連合遺族会内 安藤栄吉外九百五十二名

紹介議員 田村 文吉君

この諸願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一五八号 昭和三十三年十二月二十日受理

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する諸願

請願者 新潟県三島郡二和村大字宮本甲一〇五 高橋 義雄外八百八十三名

第一八〇号 昭和三十三年十二月二
十一日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 佐賀市松原町財団法人
佐賀県遺族厚生連盟会
長 桜井義暢外三万千
三百二十七名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第二四一号 昭和三十三年十二月二
十三日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 愛知県宝飯郡音羽町大
字長沢字下市三〇 渡
辺隆次外九百二十八名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第二九〇号 昭和三十三年十二月二
十四日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(二通)
請願者 大分県宇佐郡四日市町
八幡区遺族会内 中島
種次外一名
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第三三四号 昭和三十三年十二月二
十八日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(二通)
請願者 新潟県柏崎市枇杷島
一、二八一 西須久雄
外二千九百四十九名
紹介議員 西川弥平次君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第三四九号 昭和三十三年一月六日
受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 名古屋市中村区矢田町六
ノ三二東区遺族連合会
内 酒井勘十外三千七
百九十名
紹介議員 草葉 隆回君 大谷
養雄君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第三五〇号 昭和三十三年一月六日
受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(七通)
請願者 愛知県中島郡稻沢町中
島郡遺族連合会内 桜
井美之外一万三千三百
七十四名
紹介議員 大谷 養雄君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第三五一号 昭和三十三年一月六日
受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 岩手県盛岡市内丸五八
ノ六岩手県庁厚生部世
話課内 岩手県遺族連
合会内梅津松夫外一万
千二百八十八名
紹介議員 川村 松助君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第三七一号 昭和三十三年一月九日
受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(五通)
請願者 名古屋市中村区弥宜町
五ノ一九中村区遺族会
内 原錠太郎外八千七
百七十四名
紹介議員 草葉 隆回君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第三九〇号 昭和三十三年一月十三
日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(二通)
請願者 新潟県西蒲原郡吉田町
大字吉田五、七二八
宇佐美熊一外二千三百
二十四名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四〇〇号 昭和三十三年一月十三
日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(二通)
請願者 愛知県額田郡額田町大
字大代額田郡遺族連合
会内 松井進外二千九
百三十名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四〇二号 昭和三十三年一月十三
日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(六通)
請願者 愛知県小牧市大字岩崎
二、四八一東春地区遺
族連合会内 丹羽敏治
外一万八千八百三十三名
紹介議員 草葉 隆回君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四一四号 昭和三十三年一月十六
日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(四通)
請願者 愛知県幸母市大字幸母
字高根越五 杉山政一
外七千九百四十六名
紹介議員 草葉 隆回君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四一九号 昭和三十三年一月十七
日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願(三通)
請願者 愛知県岡崎市十五町二
ノ九岡崎遺族連合会内
細野文一外五千六百二
十七名
紹介議員 草葉 隆回君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四二八号 昭和三十三年一月十八
日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 愛知県海部郡美和村大
字二ツ寺海部郡遺族連
合会内 原実外二千九
百十七名
紹介議員 草葉 隆回君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四四四号 昭和三十三年一月二十
日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 愛知県幸母市大字幸母
字旧城三二 大橋金男
外七百三十八名
紹介議員 草葉 隆回君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四四五号 昭和三十三年一月二十
三日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 岡山県議会議長 菅野
幸嘉
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四八一号 昭和三十三年一月二十
三日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 愛知県岡崎市枇杷島
一、二八一 西須久雄
外二千九百四十九名
紹介議員 西川弥平次君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四八四号 昭和三十三年一月二十
三日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 愛知県岡崎市枇杷島
一、二八一 西須久雄
外二千九百四十九名
紹介議員 西川弥平次君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四八四号 昭和三十三年一月二十
三日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 愛知県岡崎市枇杷島
一、二八一 西須久雄
外二千九百四十九名
紹介議員 西川弥平次君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

第四八四号 昭和三十三年一月二十
三日受理
戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する
請願
請願者 愛知県岡崎市枇杷島
一、二八一 西須久雄
外二千九百四十九名
紹介議員 西川弥平次君
この請願の趣旨は、第二九号と同じで
ある。

請願者 名古屋市中区大池町六ノ二六 花井義三郎外千五百名

この請願の趣旨は、第二十九号と同じである。

第七二二号 昭和三十三年十二月二十日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 滋賀県大津市梅林町六八八ノ一 滋賀県傷病軍人会内 沢幸吉

紹介議員 村上 義一君

昭和二十八年恩給法の一部が改正された現行のようにより増加恩給並びに傷病年金が支給されるようになったが、その後普通恩給及び公務扶助料は再三増額されたにもかかわらず傷病恩給のみは一銭の増額もなくすえ置かれていては不合理であるから、(一)増加恩給並びに傷病年金を普通恩給と同様一万五千円ベースにより兵の第一項症の年額を二十万一千円に増額すること、(二)傷病恩給に内在せる不均衡(間差又は遞減率)を旧法による間差(遞減率)のとおり是正すること、(三)家族加給は現在負數に支給すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第八八号 昭和三十三年十二月二十日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 熊本市御行幸町一九熊本県庁内熊本県傷病軍人会内 戸次正元

紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二六七号 昭和三十三年十二月二十三日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二丁目兵庫県社会事業会館内財団法人兵庫県傷病軍人会長 藤井八郎

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 岡崎 眞一君

第二九八号 昭和三十三年十二月二十五日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 岡山市石岡町七二岡山県傷病軍人会内 横山 昊太

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第三七〇号 昭和三十三年一月九日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 名古屋市千種区猪高町大字上社 牧野義一

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第三九八号 昭和三十三年一月十三日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 三重県松阪市大黒田新道四二五 松村黄次郎

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第四二〇号 昭和三十三年一月十七日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 宮城県白石市福岡蔵本四七 眞柄光喜

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第七三三号 昭和三十三年十二月二十日受理

元外地鉄道職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内丸ビル五階五九四区財団法人大陸鉄道従事員援護会長 堀木鎌三

元外地鉄道(朝鮮總督府交通局、台湾總督府交通局鉄道部、南滿州鉄道株式会社、華北交通株式会社及び華中鉄道株式会社)職員にして、終戦により内地に送還され、政府公務員或は日本固有鉄道等の公共企業体の職員となつた者、及び日華事変後外地鉄道に在職中公務員或は戦間のため負傷し或は疾病にかかり、不具疾病となつた公務員並びに公務員或は戦間により殉職した者の遺族に対し恩給法等にそれぞれ特例を制定し、一般公務員及び軍人軍属との待遇上の不均衡を是正してその戦争による犠牲を補償せられたいとの請願。

第二二七号 昭和三十三年十二月二十一日受理

国家公務員等退職手当暫定措置法施行令中引揚者の外地勤務期間通算是正に関する請願

請願者 鹿児島県肝那郡牛根村牛根郵便局内 広浦七郎

元日本政府の外地郵政職員であつて、配船の都合或は連合軍に留用のため帰国が遅れ、または帰国後定員関係その他の事情で再採用に一年以上の中間期間を生じたことによつて、その退職の際の在職期間が通算されないために内地勤務者との間に退職金に余りにも大きい差異の生ずることはまことに不合理であるから、身分保留期間経過後及び上陸後九十日、外国(滿州国)百二十日以内の再就職は勤務期間と認めるとの規程を九十日及び百二十日の日限を撤廃し外地における通信部内勤務の前職は全部勤務期間と認めるとともに、外地からの引揚者であつて自己の意に反し退職させられた者で退職金の意味で少額の涙金を支給せられた再就職した者の退職の際における退職金の基礎となる外地勤務除算期間を撤廃もしくは半減するよう関係法令をすみやかに是正せられたいとの請願。

第三〇八号 昭和三十三年十二月二十六日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市下宮七九〇 尾形保外二百四十六名

現職公務員の給与法が改正されている

のに退職公務員の仮定俸給額をそのままにすえ置くと、退職時の新旧により恩給額の不均衡を生じ、公正を旨とすべき政治原則に背くこととなる。ことに支給額を若年に厚く老年に薄くするような若年減額を立前とする恩給法の精神にもとるものであるから、(一)昭和二十八年十二月以前に給与事由を生じた文官恩給の仮定俸給額を一万五千円給与水準に改訂すること、(二)昭和三十一年六月公布の法律第一四九号中に規定された諸制限事項を撤廃すること等の立法措置を講ぜられたいとの請願。

第三七五号 昭和三十三年一月十日受理

新潟県朝日村の寒冷地手当級地是正に関する請願

請願者 新潟県岩船郡朝日村長 遠山谷弘外十五名

新潟県朝日村は、昭和二十九年十月旧館腰村、三面村、高根村、猿沢村、壺野村の五箇村が合併した村で、現行寒冷地手当の級地区分は全地域四級地となつてゐるが、旧高根村、三面村、壺野村は大部分、猿沢村、館腰村の一部は山間部で特に積雪量が多く寒冷地帯であるから、五級地に指定せられたいとの請願。

第三七六号 昭和三十三年一月十日受理

寒冷地手当の支給額改正に関する請願

請願者 新潟市流作場宮浦新潟県寒冷地積雪地域給付協議会内 岩淵豊

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

紹介議員 小林 幸平君

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律は、制定以来今日まで幾多の改善が加えられて必要な対策がとられてきたが、現行制度は最低必要限度以下のものであり、かつ制度に含まれる幾多の不合理は放置され何等解決のための方途も講ぜられていない。しかし幸い第二十六国会において寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の改善を図りすみやかに実施すること、との附帯決議がなされたのであるから、同法第二条第一項の百分の二十四箇月分を百分の二十五の四箇月分に改正せられると共に、総理府令第三十一号第三条第一項を五級地十割、四級地八割、三級地六割、二級地四割、一級地二割に改正せられたいとの請願。

第三八四号 昭和三十三年一月十一日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願
請願者 千葉原松戸市高塚新田 一、二八国立松戸療養所 内 近藤通六
紹介議員 岡田 宗司君

第四二七号 昭和三十三年一月十八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願
請願者 兵庫具有馬郡三田町 一、三三三ノ二八国立療養所香覆園内 工藤敏夫
紹介議員 岡崎 眞一君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四八九号 昭和三十三年一月二十日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願
請願者 大阪府貝塚市橋本一、五八七国立大阪療養所 内 岩崎祐治
紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四九〇号 昭和三十三年一月二十四日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願
請願者 愛媛県温泉郡重信町内 立愛媛療養所内 中村 義一

紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四二六号 昭和三十三年一月十八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願(二通)
請願者 神戸市須磨区多井畑黒ヶ崎一〇国立神戸療養所内 橋本郁外一名
所内 橋本郁外一名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四二七号 昭和三十三年一月十八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願
請願者 兵庫具有馬郡三田町 一、三三三ノ二八国立療養所香覆園内 工藤敏夫
紹介議員 岡崎 眞一君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四八九号 昭和三十三年一月二十日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願
請願者 大阪府貝塚市橋本一、五八七国立大阪療養所 内 岩崎祐治
紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四九〇号 昭和三十三年一月二十四日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願
請願者 愛媛県温泉郡重信町内 立愛媛療養所内 中村 義一

旧日本医療団職員に恩給等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区和区天白町 国立療養所梅森光風園 内 青井節郎外一名
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四五〇号 昭和三十三年一月二十日受理
東北開発局設置に関する請願
請願者 青森県議会議長 大島 勇太郎外六名
紹介議員 海野 三朗君
東北開発の大事業を推進するため、総理府の外局として東北開発庁設置を要請してきたが、とりあえず開発庁設置を前提として早急に経済企画庁に東北開発局を設置せられたいとの請願。

第四八〇号 昭和三十三年一月二十三日受理
積雪寒冷地の寒冷地手当等に関する請願
請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平
紹介議員 西川弥平治君
積雪寒冷地帯の公務員に対しては、昭和二十四年寒冷地手当及び石炭手当の支給が法制化され、その後今日まで多少の改訂が加えられてはいるが、この制度にはなお是正すべき多くの不合理な点が含まれているから、積雪寒冷地における公務員給与の改善を図るため、(一)「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」第二条第一項中の「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること、(二)本県内の寒冷地手当支給地域の区分に

ついて、現行四級地から五級地に引き上げることが妥当と認められる地域が多数あるから、これらの地域に対する級地引き上げを行うこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、傷病者の増加恩給増額等に関する請願(第四九六号)
一、旧日本医療団職員に恩給等に関する請願(第五〇八号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三三二号)(第五三三三号)(第五三三六号)(第五三七七号)(第五三八号)(第五三九号)(第五四〇号)(第五四一四号)(第五四二二号)(第五四三三三号)(第五四四四号)(第五四五五号)
一、調達庁の定員維持等に関する請願(第五五〇号)
一、新潟飛行場の自衛隊使用反対に関する請願(第五五五号)
一、金し勲章年金等復活に関する請願(第五五七号)
一、戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(第五七六号)

第四九六号 昭和三十三年一月二十五日受理
傷病者の増加恩給増額等に関する請願
請願者 長崎市立山町一長崎県民生労働部世話課内長 崎原連合傷病軍人会 内 梁瀬健吾
紹介議員 秋山俊一郎君
昭和二十八年恩給法の一部が改正され現行のようになり増加恩給並びに傷病年金が支給されるようになったが、その後普通恩給及び公務扶助料は再三増額され

たにもかかわらず傷病恩給のみは一銭の増額もなくすえ置かれていることは不合理であるから、(一)増加恩給並びに傷病年金を普通恩給と同様一万五千円ベースにより兵の第一項症の年額を二十万一千円に増額すること、(二)傷病恩給に内在せる不均衡(周差又は週減率)を旧法による周差(週減率)のおり正すこと、(三)家族加給は現在員数に支給すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第五〇八号 昭和三十三年一月二十七日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区和区川名山 町六国立八事療養所 内 沼田正二外一名
紹介議員 長谷部ひろ君
旧日本医療団職員で、同団の解散に伴い政府に移管せられた者は、恩給法、国家公務員等退職手当暫定措置法及び国家公務員共済組合法の適用について、その旧日本医療団の在職期間を国家公務員の在職期間とみなして、これを通算せられるみちを開かれたいとの請願。

第五三二号 昭和三十三年一月二十八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請願
請願者 大阪市東区法円坂町厚生省近畿医務出張所 内 新津秀
紹介議員 中山 福蔵君 荒木 正三郎君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第五三二号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員の恩給等に関する請
願

請願者 大阪府豊中市麻田一因
立療養所刀根山病院
内 渡辺三郎
紹介議員 中山 福蔵君 左藤
義詮君 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五三三号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 群馬県茨川市金井二、
八五四国立療養所大日
向社内 西野竜吉
紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五三四号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 青森県南津軽郡浪岡町
字平野一五五国立岩木
療養所内 千田唯一
紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五三五号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 愛知県知多郡大府町大
字森岡字源吾四ノ五国
八日受理

立愛知療養所内 小林
課外三名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五三六号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 徳島県板野郡板野町大
寺字大向北一ノ一国立
板西療養所内 森秀一
紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五三七号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 栃木県宇都宮市駒生町
三、三四国立宇都宮
療養所内 最上修二
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五三八号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 石川県河北郡森本町国
立療養所医王園内 松
木勇
紹介議員 林屋龜次郎君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五三九号 昭和三十三年一月二十
八日受理

旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 岡山県都窪郡早島町早
島四、〇六六国立岡山
療養所内 市村五雄
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五四〇号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 横浜市南区下永谷町
一、〇五四国立療養所
浩風園内 長井盛至
紹介議員 勝俣 稔君 草葉
隆圓君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五四一号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 静岡市東八八六国立療
養所漆山荘内 尾高憲
作
紹介議員 松永 忠二君 藤原
道子君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五四二号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町
上清戸六一三国立療養
所清瀬病院内 島村喜
久治

紹介議員 野溝 勝君 藤原
道子君 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五四三号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願

請願者 京都市右京区鴨池国立
宇多野療養所内 日下
部周利
紹介議員 井上 清一君 大野木
秀次郎君 小西 英雄
君 藤田藤太郎君 竹
中 勝男君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五四四号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願(一通)

請願者 大阪府泉南郡泉南町信
達牧野一、五六六国立
療養所大阪厚生園内
瀬良好澄外一名
紹介議員 左藤 義詮君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五四五号 昭和三十三年一月二十
八日受理
旧日本医療団職員に恩給等に関する請
願(二通)

請願者 北海道小樽市源町五三
国立小樽療養所内 菅
野保次外一名
紹介議員 有馬 英二君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じ
である。

第五五〇号 昭和三十三年一月二十
八日受理
調達庁の定員維持等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田若
本町三全園調達庁職員
労働組合内 岡部十三
郎外八名
紹介議員 荒木正三郎君

調達庁の業務は、他の省庁のそれとは
比較にならないほど複雑、多岐に加え
特殊且つ困難性の非常に多い業務であ
るが、昨年六月二十一日の日、米共同
声明により米地上軍部隊の全面的撤退
が明らかになり、昭和三十三年度の業務
量も、撤退に基く返還補償等の業務
と、その処理の困難性で増大は必至で
あるから、現定員三千二百七十二名を
完全維持すると共に、調達庁の過去の
経験を十分活用し、その任務が国民の
ためとなる行政官庁として将来の恒久
的、且つ具体的方途を早急に確立せら
れたいとの請願。

第五五五号 昭和三十三年一月二十
九日受理
新潟飛行場の自衛隊使用反対に関する
請願

請願者 新潟市流作場宮浦新潟
飛行場拡張反対期成同
盟内 杉山善太郎
紹介議員 清澤 俊英君

聞くところによると、防衛庁において
は新潟飛行場の返還後は同飛行場に航
空団を新設し滑走路の拡張を計画して
いるようであるが、如何なるかたちに
もせよ軍事目的に使用されることは県
民にとつて大きな悲しみと深い憤りを

持つものであるから、同飛行場の平和利用を促進し、絶対に軍事目的に使用しないよう取り計らわれたいとの請願。

第五七号 昭和三十三年一月二十九日受理
金し勲章年金等復活に関する請願

請願者 山口県岩国市横山三三
九 今田以武生外七十名

紹介議員 重宗 雄三君

終戦後連合軍司令官の賞書によつて、金し勲章の年金は停止され、賜金は返納させられたが、平和克復後、軍人恩給は復活したのであるから、金し勲章の年金及び賜金も復活するよう、すみやかに善処せられたいとの請願。

第五七六号 昭和三十三年一月三十日受理

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(三通)

請願者 愛知県幡豆郡吉良町大字上横須賀字宮前七四 手嶋復松外六千二百四十名

紹介議員 大谷 實雄君

戦後十二年を経た今日、戦没者遺族に対する国家の補償が、なお幾多の点で不均衡、不合理を内包していることは遺憾であるから、(一)戦没者遺族に対する公務扶助料は、現行の恩給給与ベース(二万二千円)において、兵の階級に倍率四十割を適用し、その年額をまず五万三千二百円とすること、(二)現行の一万二千円ベースが一万五千円ベースに改訂される場合には戦没者遺族に対するベースも一万五千円に引き上げること、(三)戦没動員学徒、徴用

工、戦調参加者、特殊漁船乗組員、国民義勇隊員等に遺族年金を支給すること等恩給法、援護法等に関する不合理、不均衡を是正せられたいとの請願。

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、内閣法の一部を改正する法律案
内閣法の一部を改正する法律案
内閣法の一部を改正する法律案
内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「三十六人」を「五十一人」に改める。

附則
(施行期日)
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(暫定定員)
2 この法律による改正後の内閣法第十六条第一項の規定にかかわらず、内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、昭和三十三年九月三十日まで

の間は、四十四人とす。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案

の構成等に関する法律の一部を改正する法律案

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案

第八条第六項中「十二人」を「十三人」に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、金し勲章年金等復活に関する請願(第五九四号)
一、旧陸軍共済組合女子組合員に年金支給の請願(第六四二号)

第五九四号 昭和三十三年一月三十一日受理
金し勲章年金等復活に関する請願

請願者 埼玉県浦和市前地町二ノ四六 渡辺金造外三百六十六名

紹介議員 小林 英三君 大沢 雄一君

金し勲章の年金、賜金制度は、終戦後連合軍司令官の指令により支給が停止されたが、軍人恩給は、数年前から復活支給されているのであるから、金し勲章年金及び賜金もすみやかに復活支給せられたいとの請願。

第六四二号 昭和三十三年二月三日受理
旧陸軍共済組合女子組合員に年金支給の請願

請願者 東京都北区岩淵町二ノ一八二 福地文江外八十一名

紹介議員 石井 桂君

昭和二十五年十二月法律第二百五十六号及び同二十八年八月法律第五十八号によつて旧陸軍共済組合員中男子組合員は全部年金を支給されたにもか

わらず女子組合員は除外されたが、(一)女子組合員は、二十年以上男子とともに忠実に勤務し男子と何ら差異のないこと、(二)同じ女子組合員でも旧陸海軍共済組合以外の人々はすべて男女平等に取り扱われていること、(三)現憲法からみて性別に伴う差別のないこと等の理由により旧陸軍共済組合男子組合員に準ずるか、または旧一般共済組合員と同じ要領で年金を支給されたいとの請願。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案
一、自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十二万三千五百一人」を「二十四万二千七百十七人」に改め、同条第二項中「十六万人」を「十七万人」に、「二万四千四百十六人」を「二万五千四百四十一人」に、「二万九千九百二十五人」を「二万六千六百二十五人」に、「二十万四千五百五人」を「二十二万二千二百二人」に改める。

第九条第一項中「八人」を「九人」に改める。

第十条中「五局」を「六局」に、「人事局」を「衛生局」に改める。

第十四条第二号中「補充、福利厚生及び保健衛生」を「補充及び福利厚生」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(衛生局の所掌事務)
第十四条の二 衛生局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員、保健衛生の基本に関すること。
二 衛生資材の調達、補給、維持及び管理の基本に関すること。
(自衛隊に係るものに限る。以下次号において同じ。)

三 衛生資材の規格の統一及び研究改善の基本に関すること。
第十六条第一号中「装備品等」の下に「(衛生資材を除く。以下次号において同じ。)」を加え、同条第三号中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十一条中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十二条中第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛研修所は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が前項に規定する者に準ずる者の教育訓練を委託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

第三十三条中第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が前項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を委託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

九

第三十四条の見出し及び同条第一項から第三項まで中「技術研究所」を「技術研究本部」に改め、同条第四項中「技術研究所」を「技術研究本部」に、「総理府令」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

5 技術研究本部に、政令で定めるところにより、研究所その他所要の機関を附置する。

第三十七条第一項中「技術研究所」を削る。

第三十八条第一項中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

自衛隊法の一部を改正する法律案

律

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「航空自衛隊の部隊の編成等（第二十条・第二十一条）」を「航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条―第二十一条）」に改める。

第三章第三節の節名中「編成等」を「組織及び編成」に改める。

第二十条を次のように改める。

（編成）

第二十条 航空自衛隊の部隊は、航空総隊、航空団、管制教育団その他の長官直轄部隊とする。

2 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊その他の直轄部隊から成る。航空方面隊は、航空方面

隊司令部及び航空団その他の直轄部隊から成る。

3 航空団は、航空団司令部及び飛行隊その他の直轄部隊から成る。

4 管制教育団は、管制教育団司令部及び教育群その他の直轄部隊から成る。

第二十條の四中「航空集団及び航空団」を「航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団」に改め、同条を第二十條の六とする。

第二十條の三第二項中「航空集団」を「航空方面隊」に、「航空集団司令」を「航空方面隊司令」に改め、同条を第二十條の四とし、同条の次に次の一項を加える。

（管制教育団司令）
第二十條の五 管制教育団の長は、管制教育団司令とする。

2 管制教育団司令は、長官の指揮監督を受け、管制教育団の隊務を統括する。

第二十條の二（見出しを含む）中「航空集団」を「航空総隊」に、「航空集団司令」を「航空総隊司令」に改め、同条の次に次の一項を加える。

（航空方面隊司令）
第二十條の三 航空方面隊の長は、航空方面隊司令とする。

2 航空方面隊司令は、航空総隊司令の指揮監督を受け、航空方面隊の隊務を統括する。

第二十一条（見出しを含む）中「航空集団及び航空団」を「航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団」に、「航空集団司令部及び航空団司令部」を「航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部」に改める。

第二十五条中第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、学校は、第百条の二の規定により長官が受託した技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

第二十六条第三項、第二十七条第三項及び第二十八条中「航空集団司令」を「航空総隊司令」に改める。

第百条の次に次の一項を加える。

（教育訓練の受託）
第百条の二 長官は、防衛庁の附属機関において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において当該委託を受け、及びこれを実施することができ

る。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2 長官は、前項の場合において、授業料を徴収することができる。

3 隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手續は、政令で定める。

第百十五條の次に次の一項を加える。

（消防法の適用除外）
第百十五條の二 消防法（昭和二十

三年法律第八十六号）第十条第一項及び第十一條の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

2 長官は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物について、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に關する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第百十六條の二の次に次の一項を加える。

（食事の支給）
第百十六條の三 自衛隊の周知宣伝

のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対し、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

附則第十四項を次のように改める。

14 自衛隊は、自分の間、長官の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

附則第十五項を削り、第十六項から第三十項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一を次のように改める。

方面隊、管区隊及び混成団の名称	名	称	所	在	地
北部方面隊	北部方面總監部		札幌市		
西部方面隊	西部方面總監部		熊本市		
第一管区隊	第一管区總監部		東京都		
第二管区隊	第二管区總監部		旭川市		
第三管区隊	第三管区總監部		伊丹市		
第四管区隊	第四管区總監部		福岡県筑紫郡春日町		
第五管区隊	第五管区總監部		帯広市		
第六管区隊	第六管区總監部		宮城県宮城郡多賀城町		
第七混成団	第七混成団本部		北海道札幌郡豊平町		
第八混成団	第八混成団本部		熊本市		
第九混成団	第九混成団本部		青森市		
第十混成団	第十混成団本部		三重県一志郡久居町		

別表第三を次のように改める。

第二十七条第一項の表目的の欄中「学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技」を「体育、学校保健及び学校給食」に改める。

附則第六項中「においては」を「及び体育局においては、その所掌事務に係る初等中等教育に関し」に、「作成するものとする」を「作成するものとし、初等中等教育局がその連絡調整を行うものとする」に改める。

附則 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

法律 厚生省設置法の一部を改正する法律

第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方支分部局（第三十条―第三十九条の十）」を「地方支分部局（第三十条―第四十一条）」に、「地方復員部（第三十九条の八―第三十九条の十）」を「地方復員部（第四十条・第四十一条）」に、「第三章 削除 職員（第四十二条・第四十三条）」を「第三章 職員（第四十二条・第四十三条）」に改める。

三十六の二 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

三十六の三 国民栄養調査を実施すること。

三十六の四 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）に定める栄養食品の標示の許可をすること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に、「公衆衛生局」を「予防局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局に環境衛生部を」を削る。

第九条の見出しを「（予防局の事務）」に改め、同条第一項中「公衆衛生局」を「予防局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第四号、第五号、第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第三号の二を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号の二を第六号とし、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（環境衛生局の事務）
第九条の二 環境衛生局において、次の事務をつかさどる。

一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

二 旅館業法を施行すること。

三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並び

に建築物衛生の改善及び向上を図ること。
五 ねずみ及びごん虫等の駆除に関すること。
六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。
八 栄養改善法を施行すること。
九 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。
十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。
十一 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
十二 畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。
十三 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に關すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。
十四 前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に關すること。
第三十五条中「左の」を、「次の」に改め、同条の表四国医務出張所の項中「善通寺市」を「高松市」に改める。
第三章を削り、第四章を第三章とする。

地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。
第三十九条の八を第四十条とする。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 復員連絡局及第六款 地方復員部」を「第五款 復員連絡局支那（第三十九条の四）第六款 復員部（第四十条）」に改める。

地方復員部（第四十条・第四十一条）に改める。

第三十条中「左の」を「次の」に、「復員連絡局及び復員連絡局支那」を「地方復員部」に改める。

第二章第三節中第五款を削り、第六款を第五款とする。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 舞鶴地方引揚援護局（第三十九条の二）第三十（第四十条・第四十一条）」を「第四款 地方復員部（第四十条・第四十一条）」に改める。

第三十条中「舞鶴地方引揚援護局」を「地方復員部」に改める。

第二章第三節中第四款を削り、第五款を第四款とする。

附則

この法律中第一条及び附則第二項の規定は昭和三十三年四月一日から、第二条の規定は同年五月十六日から、第三条の規定は同年十一月十六日から施行する。

2 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。
第四十六条中「厚生省公衆衛生局」を「厚生省予防局」に改める。

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律

青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 中央協議会の事務を処理させるため、中央協議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

附則
この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

自治庁設置法の一部を改正する法律案

自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条及び同条の前の見出しを次のように改める。
（特別な職）
第六条 長官官房に官房長を置く。
2 官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。
第八条の見出しを削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を

同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 学識経験者のうちから任命される参事の任期は、二年とする。但し、再任されることが出来る。

第八条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

自治庁に、参事十人以内を置く。

第九条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、同条第十九号中「他部」を「他局」に改め、同条を同条第十七号とする。

第十二条第一号中「(地方税、入場譲与税、地方道路譲与税、特別とん

譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金、及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に關するものを除く。)を企画し、及び立案すること。」を「を企画し、及び立案すること。」に改め、

同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号の次に次の三号を加える。

十 地方公營企業法(昭和二十九年法律第二百九十二号)の施行に關すること。

十一 地方公共団体の財務に關係ある事務について報告を徴取し、調査し、及び助言すること。

十二 地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定によ

り、財政再建団体について、その財政を監査し、及び財政運営の改善のための措置等をするこ

と。

第十五条第四項中「とすること。」を「とすること。」に改める。

第二十三条の二に見出しとして「(新市町村建設促進中央審議会)」を附する。

第二十四条の二を削り、第二十四条の三を第二十四条の二とする。

附則

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に参事である者で、学識経験者のうちから任命されたものは、改正後の第八条第三項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、この法律の施行の日から起算する。

3 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表中航空技術審議会の項の次に次のように加える。

電子技術
電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

電子技術に關する重要事項を審議すること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「二以上の行政機関」を「前号に掲げるものの外、二以上の行政機関」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定

第四条第十三号の次に次の一号を加え、同条第十九号中「前五号」を「第十三号の二及び第十五号から前号まで」に改める。

十三の二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱を策定すること。

第五条を次のように改める。

第五条 企画庁に、長官官房及び左の五局を置く。

調整局

計画局

開発局

調査局

経済研究局

第六条第十一号を次のように改める。

第六号を削除

第六号を削除

第六号を削除

第六号を削除

第七条第五号の次に次の二号を加え、同条第八号中「第七号」を「前各号」に改め、「長官官房及び」を削る。

五の二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に關すること。

五の三 国際経済協力に關する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に關すること。

第八条(見出しを含む)中「総合計画局」を「計画局」に改める。

第九条(見出しを含む)中「総合開発局」を「開発局」に改める。

第十条第三号を削り、同条の次に次の一号を加える。

第十号の二 経済研究局において

一 経済構造及び経済循環の基礎的な調査及び研究に關すること。

二 国民所得及び国富の調査及び分析に關すること。

三 前二号に掲げるものの外、經濟に關する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に關すること。

第十一条の次に次の一号を加える。

(特別な職)

第十一条の二 企画庁に、参事三人以内を置く。

2 参事は、内外の經濟動向の分析、經濟全般の運営の基本方針の策定その他重要な庁務に關して、長官に対し意見を申し述べ

る。

3 参事は、非常勤とする。

第十二条の見出しを削り、同条第

一項中「九人」を「五人」に改め、同条第二項中「決定について長官を補佐する。」を「決定に参画する。」に改め、同条第三項中「総合開発局」を「開発局」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十条の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「經濟審議庁調整部長」を「經濟企画庁調整局長」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十条の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「經濟審議庁調整部長」を「經濟企画庁調整局長」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十条の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「經濟審議庁調整部長」を「經濟企画庁調整局長」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十条の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「經濟審議庁調整部長」を「經濟企画庁調整局長」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十条の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「經濟審議庁調整部長」を「經濟企画庁調整局長」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十条の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年二月二十日印刷

昭和三十三年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局